

第3 障害者が安心して暮らせる社会の実現 を目指します

<障害者分野>

（障害者を取り巻く状況）

- 平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行され、それまで身体・知的・精神という障害種別ごとに異なる法律に基づいて実施されていた福祉サービスや公費負担医療などが共通の制度となりました。

また、地域における障害者の自立生活を実現し、その生活の質の向上を図る観点から、住民に身近な区市町村にサービスが一元化されるとともに、就労支援が抜本的に強化されました。

- 障害者自立支援法の施行から約5年が経過しましたが、障害者の「自立」の実現に向け、支援体制や地域生活基盤の整備を一層促進するとともに、より多くの障害者が企業等で働くことができるよう支援策を充実・強化していくことが必要です。

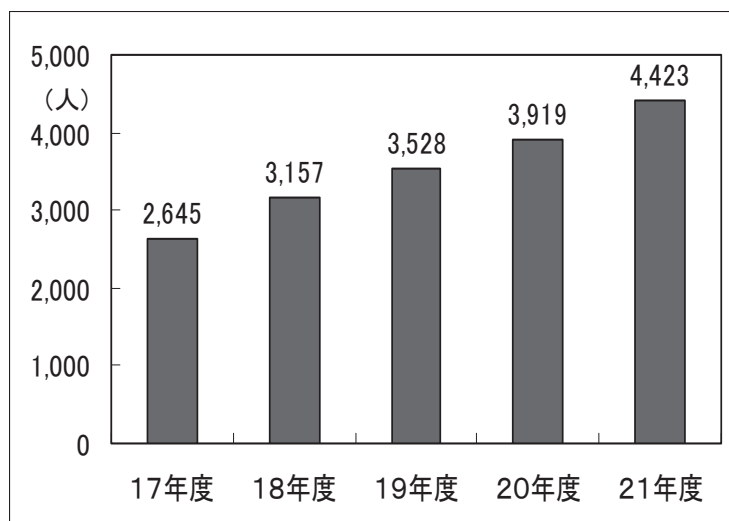
（都の取組）

- 都は、平成19年5月に「東京都障害者計画」（計画期間：平成19～23年度）及び「東京都障害福祉計画（第1期）」（計画期間：平成18～20年度）を、平成21年3月に「東京都障害福祉計画（第2期）」（計画期間：平成21～23年度）を策定し、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前にも働ける社会を実現するために様々な施策を一貫して展開してきました。

東京都障害福祉計画（第2期）5つの目標

- ・ 地域における自立生活を支える仕組みづくり
- ・ 社会で生きる力を高める支援
- ・ 当たり前にも働ける社会の実現
- ・ バリアフリー社会の実現
- ・ サービスを担う人材の養成・確保

＜障害者グループホーム・ケアホームの定員の推移＞



- これらの計画を推進し、障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために、「障害者地域生活支援・就労促進3か年プラン」（平成18～20年度）、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」（平成21～23年度）を策定し、障害者の地域生活を支えるサービスの基盤整備に重点的に取り組んでいます。

（地域生活支援）

- 地域生活を希望する長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するためには、移行後に安心して生活することができる基盤を、引き続き整備していく必要があります。
- 精神障害者については、退院後、地域での医療につなぐににくい場合があり、医療機関の相互連携や、医療機関と相談支援機関との連携確保等、地域の支援体制の強化が必要です。
- 重症心身障害児（者）については、在宅療育支援体制の整備がまだ十分ではなく、NICU等医療機関から在宅への移行が必ずしも円滑には進まない状況にあります。
また、発達障害者（児）、高次脳機能障害者については、地域での支援体制が十分に整備されていないことから、地域の実情に応じて多様な施策展開を図ることが必要です。

（就労支援）

- 障害者が当たり前で働くことができる社会の実現を目指し、雇用機会を拡大するとともに安心して働き続けられるように支援していく必要があります。
しかし、都内における民間企業の障害者雇用率は、平成22年6月現在1.63%（全国平均1.68%）であり、法定雇用率1.8%と比べて依然低い数値となっています。
- 都は、区市町村を実施主体として、職業開拓や就職準備、職業定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」等様々な施策を推進していますが、引き続き就労促進に取り組んでいくことが必要です。

（国の動向）

- 国は、障害者が地域で自立した生活を営むことができる制度の構築を目指し、平成21年12月から障がい者制度改革推進本部等を設置し、障害者自立支援法に代わる新たな制度を現在検討しています。
- 平成22年12月、検討の間の対応として、障害者自立支援法等を改正し、発達障害者が障害者の範囲に含まれることを法律上明示するとともに、障害児支援の強化等を図ることとしました。
- 今後、国は、障害者自立支援法を廃止し、平成25年8月までに新たな法律を施行することとしていますが、こうした動向を注視し、適切に対応していく必要があります。

【平成 23 年度の取組】

- このようなことを踏まえ、平成 23 年度においては以下の取組を推進します。

- 1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します**
- 2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します**
- 3 自立に向けた就労促進策を推進します**

1 障害者が地域で安心して暮らせるよう基盤等を充実します

～サービス基盤の整備と地域移行、定着支援を促進～

居住の場や在宅サービスなど地域生活基盤の充実を図るとともに、長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促します。

主な事業展開

◎◎ 障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン 2,486百万円

障害者の地域での生活を支えるサービス基盤の充実を図るため、施設整備に係る設置者負担の特別助成を実施し、平成23年度末までに、経済的自立に向けた就労のための訓練等の場やグループホーム等を4,140人分整備します。

[計画期間：平成21～23年度]

- ・ 日中活動の場の整備（3か年で2,200人増）
障害者自立支援法に基づく新たな事業体系による施設整備を促進することにより、障害者の一般就労や重度障害者の日中活動を支援していきます。
- ・ 地域居住の場の整備（3か年で1,640人増）
身体障害者、知的障害者及び精神障害者の一般就労及び地域生活への移行を進めるため、グループホーム及びケアホームの整備をより一層促進します。
- ・ 在宅サービスの充実（3か年で210人増）
障害者が身近な地域で利用したいときにショートステイが利用できるよう、整備をより一層促進します。
- ・ 地域生活支援型入所施設の整備（3か年で90人分）
未設置地域において、地域生活への移行等を積極的に支援する機能等を強化した施設の整備を引き続き推進します。

○ 公有地を活用した障害福祉サービス基盤の整備

- ・ 都有地の活用促進 —
都有地の減額貸付けを行い、障害福祉サービス基盤の整備促進を図ります（「都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業」）。

◎◎ 障害者地域生活移行促進事業 包括補助

- ・ 施設入所者の地域移行をサポートする「地域移行促進員」を区市町村に配置し、施設入所者とグループホーム、日中活動の場とのマッチングや移行後のアフターケアを行い、障害者の地域生活移行を支援します。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

- ㊦〇 退院促進支援事業** **108 百万円**
- ・ 退院に向けた調整を行うコーディネーターの地域活動支援センター等への配置やグループホームへの体験入居などにより、精神障害者の退院とその後の地域生活を支援します。
- [12か所]
- ㊦〇 障害者地域生活安定化支援事業** **包括補助**
- ・ 地域活動支援センター等に専門支援員を配置し、医療中断防止、見守り支援の機能を付加することで、地域移行後も精神障害者が安心して生活できる環境を整備します。
- [障害者施策推進区市町村包括補助事業]
- ㊦〇 地域における精神科医療提供体制の整備** **24 百万円**
- ・ **地域精神科医療ネットワークモデル事業** **8 百万円**
精神科病院と診療所等の連携を強化し、精神障害者が身近な地域に必要な時に適切な医療を受けられる仕組みを構築します。
- [2圏域]
- ・ **アウトリーチ支援事業** **9 百万円**
治療中断等で症状が悪化し問題行動があるなど、地域定着が難しい精神障害者に対して、区市町村等関係機関からの要請を受け、精神保健福祉センターに設置する「アウトリーチ支援チーム」が区市町村・保健所等関係機関と密接に連携して、地域での安定した生活の確保に向け、計画的かつ集中的な支援を行うとともに、関係機関に対して援助技法の普及を図ります。
- [中部総合精神保健福祉センター、多摩総合精神保健福祉センター、精神保健福祉センター]
- ・ **精神疾患早期発見・早期対応推進事業【新規】** **7 百万円**
精神疾患患者を早期に適切な支援につなげるよう、地域の内科等の医師に対し、精神疾患に関する知識や法制度等についての研修を行います。
- ㊦〇 介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業【新規】** **4 百万円**
- ・ 障害者施設等において、適切にたんの吸引等の医療的ケアを行うことができる介護職員等を養成するため、研修を実施します。

2 医療支援体制の充実により身近な地域での生活を支援します

～重症心身障害児（者）、発達障害者（児）及び高次脳機能障害者に対する支援を充実～

重症心身障害児（者）、発達障害者（児）及び高次脳機能障害者への支援について、医療と密接に連携し強化することで、一層の充実を図ります。

主な事業展開

㊦○ 重症心身障害児在宅療育支援事業 212 百万円

- ・ NICU 等に入院している重症心身障害児について、在宅での生活を希望した際に円滑に移行できるよう、重症心身障害児とその家族への早期支援や相談等を行うとともに、研修の実施等により訪問看護師のレベルアップを図るなど、重症心身障害児の支援の充実を図ります。

[事業内容]

- ・ 重症心身障害児在宅療育支援センターの設置
- ・ 訪問看護及び訪問健康診査
- ・ 在宅療育支援地域連携会議の開催
- ・ 訪問看護師等育成研修
- ・ 在宅療育相談

㊦○ 医療ニーズが高い在宅の重症心身障害児（者）への支援 32 百万円

- ・ 障害児（者）ショートステイ事業（受入促進員配置） 16 百万円
ショートステイ実施施設において、高い看護技術を持った看護師を支援員として配置し、医療ニーズが特に高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れを促進します。
- ・ 重症心身障害児通所委託（受入促進員配置） 16 百万円
民間の通所施設（医療型）において、高い看護技術を持った看護師を支援員として配置し、医療ニーズが特に高い在宅の重症心身障害児（者）の積極的な受入れを促進します。

㊦○ 重症心身障害児施設における看護師確保緊急対策事業 29 百万円

重症心身障害児施設で働く看護師に対し、研修及び資格取得の機会を提供するとともに、勤務環境の改善及び看護師募集対策の充実に取り組むことにより、看護師の確保・定着を図ります。

- ・ 療育チーム力の向上 14 百万円
 - ・ 重症心身障害プロフェッショナルナース育成研修
[規模 40 名 2 年コース]
 - ・ 認定看護師資格取得支援
[都立 4 施設・民間 5 施設]
 - ・ 院内研修等の充実
[都立 4 施設・民間 5 施設]

- ・ 職場勤務環境改善 11 百万円
 - ・ 看護宿舍の借り上げ
[都立2施設]
 - ・ 業務委託により作業負担の軽減を支援
- ・ 普及キャンペーンの支援 4 百万円
 - ・ 復職支援研修
[都立4施設]
 - ・ 都外就職説明会の参加等の支援
[都立4施設]

㊦〇 発達障害者支援体制整備推進事業【一部新規】 8 百万円 包括補助

- ・ 発達障害者支援体制整備推進事業 8 百万円

発達障害者（児）のライフステージを通じた支援手法の開発に向けた区市町村モデル事業の成果を普及するとともに、区市町村の相談支援員や医療機関従事者など専門的人材の育成を行うことで、発達障害者支援体制の充実を図ります。
- ・ 区市町村発達障害者支援体制整備推進事業 包括補助

発達障害に対する支援拠点の整備や関係機関の連携促進など、区市町村が行う発達障害児の早期発見や支援体制の構築を支援します。

また、支援を要する成人の発達障害者に対し、社会参加や就労などに関する先駆的な取組を行う区市町村を支援します。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

〇 発達障害者支援センターの運営 25 百万円

- ・ 発達障害者（児）とその家族に対する総合的支援拠点として、相談、普及啓発、研修などを行い、発達障害者（児）の地域生活をサポートします。

㊦〇 高次脳機能障害者支援普及事業 10 百万円

- ・ 心身障害者福祉センターにおいて、地域生活や就労などの専門的な相談支援を行うとともに、区市町村や関係機関等のネットワークの構築、人材育成を図る研修や都民への広報・啓発等を実施します。
- ・ 高次脳機能障害のリハビリの中核を担う病院にアドバイザーを配置し、地域内の各施設に対しリハビリ技術や個別支援に係る相談指導を行うとともに、医療従事者を対象とした人材育成を行うモデル事業を実施します。

〇 区市町村高次脳機能障害者支援促進事業 58 百万円

- ・ 区市町村に支援員を配置し、関係機関と連携を図りながら障害者とその家族に対する相談支援を行うなど、身近な地域での支援を充実します。
- [30 区市町村]

3 自立に向けた就労促進策を推進します

～当たり前前に働ける社会の実現に向けて～

障害者がそれぞれの状況に応じて、安心して働き続けられるよう、行政・企業・福祉施設が一体となって支援していきます。

主な事業展開

- ㊦ 東京都障害者就労支援協議会等 43 百万円 包括補助
- ・ 就労支援協議会の開催 7 百万円
経済団体、企業、労働・福祉・教育関係機関、就労支援事業所、学識経験者等で構成する「東京都障害者就労支援協議会」を通じて関係機関の連携を強化しつつ、社会全体で障害者雇用の拡大に取り組む気運を醸成します。
[年2回]
 - ・ 雇用にチャレンジ事業 28 百万円
知的障害者、精神障害者が一般企業への就職に向けた職場経験を積むため、都庁におけるチャレンジ雇用（臨時職員雇用）を推進します。
[25名]
 - ・ 就労支援体制レベルアップ事業 1 百万円
区市町村障害者就労支援センターのコーディネーターや就労移行支援事業所の支援員等を対象に、障害者の就労支援を行う上で必要な知識、情報、技術、コミュニケーション能力の習得に資する体系的な研修を行います。
 - ・ 障害者職場実習ステップアップ事業 7 百万円
福祉施設等に通っている障害者が短期間の企業実習を行うとともに、企業側にも障害者が自社で働くことを経験してもらうことで、障害者の一般就労への取組を進めます。また、体験発表会を通じて、一般就労への意識の啓発を図ります。
[企業 15 社で障害者 2 名が 3 日間程度実習]



<障害者職場実習ステップアップ事業・企業実習の様子>

- ・ **企業就労意欲促進事業** **包括補助**
福祉施設等からの職場実習等を受け入れようとする企業に対し、受入れのために必要な企業内の設備整備等に要する経費を補助することにより、実習等の受入先を確保するとともに、障害者の一般就労への意欲促進を図ります。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

㊦ 区市町村障害者就労支援事業 **30 百万円 包括補助**

- ・ 職場開拓や就職準備、職場定着などの就労面の支援と、就労に伴う生活面の支援を一体的に提供する「区市町村障害者就労支援事業」（区市町村障害者就労支援センター）をすべての区市町村で実施し、身近な地域での相談・支援体制を強化します。また、地域開拓促進コーディネーターの配置を支援し、就労希望者の掘り起こしと企業側に対する障害者雇用の働きかけを強化します。

[一部障害者施策推進区市町村包括補助事業]

㊦ 福祉施設における工賃アップの推進 **2 百万円 包括補助**

- ・ **経営コンサルタント派遣等事業** **包括補助**
区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費及び工賃アップ推進経費を補助することで、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指します。

[障害者施策推進区市町村包括補助事業]

- ・ **工賃アップセミナー事業** **2 百万円**
工賃アップを実現した事業所の成功事例を紹介し、対象事業所職員の意識改革を図るとともに、展示即売会の実施などにより一般都民も含め広く授産製品を紹介する機会を提供することで、事業所の工賃アップへの主体的な取組の促進を図ります。

[負担割合 国 1/2 都 1/2]

㊦ 離職障害者職場実習事業 **6 百万円**

- ・ 経済状況の悪化等に伴い離職した障害者を支援するため、企業を離職した障害者が法定雇用率未達成の中小企業で短期間の実習等を行い、中小企業における障害者の雇用を促進します。

[障害者 30 名、中小企業 30 社]

○ 障害者施設における若年障害者の雇用促進事業【新規】 **30 百万円**

- ・ 就労経験のない特別支援学校卒業生などの若年障害者を、障害者支援施設等が従業員として受け入れた場合に要する経費を補助することにより、若年障害者の雇用を促進します。

[10 施設]